

受付期間は 2月18日～3月15日

確定申告は期間内にお済ませください

平成30年分の所得税および復興特別所得税の確定申告受付期間は、2月18日(月)から3月15日(金)です。
申告書は自分で作成して、早めの提出をお願いします。なお、相談会場や時間は次のとおりです。

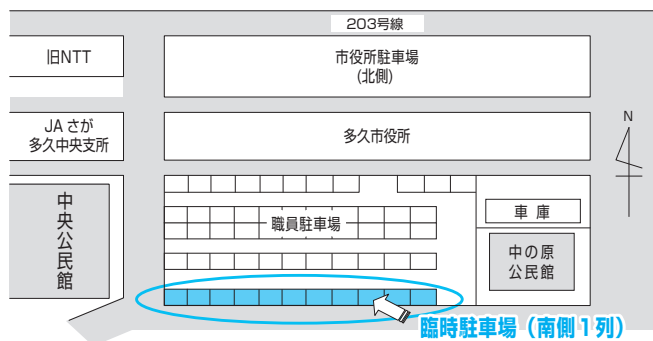
多久市役所 4階大会議室（東）

市役所では、主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などは、佐賀税務署で申告相談してください。

- 期 間 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日を除く)
※3月10日(日)は受け付けます
- 受付時間 9時～16時
- 会場直通電話 ☎75-2013
- 問い合わせ 税務課 市民税係
☎75-2126



○申告来場者専用臨時駐車場



佐賀税務署（佐賀第二合同庁舎）

佐賀税務署 5階の申告相談会場は、2月18日(月)から開設します。
※還付申告は1月から受け付けています

- 期 間 2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日を除く)
※2月24日(日)と3月3日(日)は受け付けます
- 受付時間 9時～16時
- 問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511
- ※受け付け終了間際は大変混雑しますので早めにご来場ください
- ※駐車場は大変混雑するため公共交通機関をご利用ください

- 所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(金)まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は4月1日(月)まで

申告書などの作成は、自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁 検索

平成30年分所得税の主な改正点

◎配偶者控除・配偶者特別控除の取り扱い

配偶者控除は、本人の合計所得金額の要件が加わりました。配偶者特別控除は、本人の合計所得金額の要件が加わり、配偶者の所得の適用範囲が広がりました。くわしくは、市報と一緒に配布している「知っておこうあなたの税」をご覧ください。

医療費控除の留意事項

◎医療費控除は領収書が提出不要になりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました（医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります）。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知書（医療費のお知らせ）を添付すると、明細の記入が一部省略できます。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2103